

福山市立動物園敷地内キッチンカー募集要項

1 目的

キッチンカーの出店により、福山市立動物園の食の提供の多様化を進め、来園者のさまざまな食のニーズに応えるものとする。

2 概要

(1) 場所

福山市芦田町大字福田 7 2 7 6 番地 1 福山市立動物園敷地内入口（6 出店場所に示す区画）

(2) 面積

1 区画 1 5 m²（奥行 3 m × 幅 5 m）

(3) 出店形態

販売品目は酒類を除く飲食物とし、動物園内の売店の販売品目と重複する等の場合は調整を行う。また福山市保健所で許可を受けたキッチンカー又は自走式の移動式販売車とする。

※ 動物園の電気設備や水道設備等の利用は認めない。

(4) 営業可能日時

土曜日、日曜日、祝日

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分までの間（搬入・搬出時間を含む。）

※ 動物園業務に供するために出店不可とする場合がある。

3 応募資格

(1) 次に該当する者であること。

ア 福山市保健所等の定める営業許可証がある者

イ 食品衛生責任者等資格を有する者

ウ 生産物賠償責任保険（P L 保険）等に参加している者

(2) 次のいずれにも該当していないこと。

ア 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が事業の経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは上記エに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

4 応募の手続

(1) 申請書類

- ・ 福山市立動物園使用許可申請書
- ・ 福山市立動物園敷地内キッチンカー出店計画書

(2) 添付書類

- ・ 福山市保健所の定める営業許可証の写し
(許可の条件に「移動販売車」と車両ナンバー表示があるもの)
- ・ 食品衛生責任者養成講習会終了証書等の写し
- ・ 生産物賠償責任保険 (PL保険) 等の加入が分かるものの写し
- ・ 出店するキッチンカー等の写真

(3) 受付期間

受付期間は年 4 回。使用期間 3 か月分をまとめて申請すること。

期	使用期間	受付期間
1	4 月～ 6 月	3 / 1～ 3 / 1 0
2	7 月～ 9 月	6 / 1～ 6 / 1 0
3	1 0 月～ 1 2 月	9 / 1～ 9 / 1 0
4	1 月～ 3 月	1 2 / 1～ 1 2 / 1 0

(4) 提出方法及び提出先

福山市立動物園へ持参または郵送

※ 郵送の場合、 福山市立動物園へ書類が到着した日を申請受付日とする。

(5) 許可

- ・ 審査のうえ許可する。
- ・ 予定区画以上の申請があり、 また販売物品が動物園内売店販売物品と重複する場合は、販売種類の多様化の観点から応募状況に応じて調整を行う。
- ・ 審査の結果は、出店日の前月 1 5 日頃までに出店計画書に記載されたメールアドレスに通知する。

(6) 使用料

- ・ 1 区画 1 日当たり 4 0 0 円
- ・ 出店日の通知後、出店日の前月末日までに、使用料を持参、又は指定の口座に振り込むこと。納入後に許可証を交付する。
- ・ 次の場合を除き、 原則使用料の還付はしない。
 - ・ 感染症の拡大などによる休園の場合。
 - ・ 大雨、 洪水等の警報が発令された場合。

5 注意事項

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、 食中毒の防止に万全を期すること。
- (2) 営業する車には福山市保健所より交付された許可済証 (ステッカー) を貼付すること。
- (3) 出店にかかるゴミ・排水は必ず持ち帰ること。
- (4) ゴミ箱を設置し、 販売に際し、ゴミ・容器等の回収をお願いすること。

- (5) 出店による事故、苦情等は出店者の責任において対処すること。
- (6) 来園者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (7) 雨天時等の出店判断は出店者自ら行うこと。出店者の判断で中止した場合の使用料は還付しない。
- (8) 入園者、飼育動物、近隣住民の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭などに十分配慮すること。
- (9) 出店終了後は出店前と同じ状況に戻すこと。（原状回復）
- (10) 虚偽の申請をした場合などは、許可を取消す場合がある。